

2021

## 新型コロナウイルス対策設備投資等支援事業

新型コロナウイルス感染拡大防止目的の設備投資費や業態転換・販路拡大目的の  
**広告宣伝費の一部を補助**します。

補助対象者	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち、以下の条件を全て満たしている者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同法に規定されない医療法人、NPO法人等の法人ではないこと。（個人開業医は可）</li> <li>・ 北区内に本社または主たる事業所を有し3か月以上事業を営む中小企業、もしくは北区内に住民登録後3か月経過又は北区内に事業所設置後3か月経過している個人事業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。</li> <li>・ フランチャイズ及びそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと。</li> <li>・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体ではないこと。</li> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業ではないこと。</li> <li>・ 法人住民税（個人事業主の場合は特別区民税）を滞納していないこと。</li> </ul>
補助対象期間	2021年3月1日から2022年2月28日まで
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022年2月28日までに補助対象経費の支払い及び領収書の取得を完了すること。</li> <li>・ 同一製品を対象として、北区以外から経費の補助を受け、または交付決定を受けていないこと。</li> <li>・ 同一代表者が、令和3年度中に当事業の補助金の交付を受けていないこと。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の設備投資費及び業態転換・販路拡大目的の広告媒体作製委託費であること。</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗・事務所改装費（車両等は対象外）</li> <li>・ テレワーク環境整備費</li> <li>・ 滅菌・消毒・換気・飛沫防止等の衛生環境改善に係る設備購入費</li> <li>・ <b>業態転換・販路拡大を目的とした広告媒体作成委託費（令和3年度新設）</b></li> </ul>
補助限度額	50万円 ※補助対象経費が税抜5万円未満（補助金額2万5千円未満）は対象外です
補助率	2分の1以内
件数	160件程度 ※予約先着順
申請方法	<p>①制度利用 予約申込（FAX） 先着160件程度          申請枠をご予約いただきます。当予約は枠の確保のみとなります。          補助要件や補助対象についての適否を判断するものではありません。補助金の交付をお約束するものではありません。申請書提出後に補助対象外と判断される場合があります。</p> <p>②補助金申請書類提出（2022年2月28日郵送必着）          経費の支払い後、申請書、経費支払いを確認できる資料、納税証明書等を揃えていただいたうえで、郵送にてご提出いただきます。          申請書様式、必要資料等は下記HPに掲載しています。ご確認ください。  <a href="http://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/sangyo/chushokigyo/monozukuri/josekin/koronataisaku.html">http://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/sangyo/chushokigyo/monozukuri/josekin/koronataisaku.html</a></p>

お申し込みの流れ

(申)  
予約  
申込FAX

(区)  
受付票  
送付

(申)  
経費支払  
21/3/1~  
22/02/28

(申)  
申請  
22/02/28  
まで

(区)  
交付  
決定

(区)  
補助金  
振込



東京都北区 産業振興課 商工係  
 〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階  
 TEL: 03-5390-1235 FAX: 03-5390-1141  
 詳しくは北区HPをご覧ください。→

